

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業の延長について

1 経過

- 現行の委託契約条項に基づき、委託事業終了の3年前となる平成31年4月より、現事業者である（株）エコクリーン江別と事業延長に係る条件や委託料などについての協議を開始。
- 令和2年3月19日付けで事業延長についての基本協定を締結し、その後も協定で定めたスケジュールに基づき条件や委託料などについて協議を実施してきた。
- 令和3年7月5日 廃棄物減量等推進審議会、及び令和3年8月23日 令和4年2月14日 生活福祉常任委員会にて、委託料についての協議状況を報告した。
- 昨年の秋以降、物価上昇が顕著となってきたことから、事業延長を機に、15年間における物価変動リスクを減らす目的で、物価上昇に応じた委託料の改定基準を策定した。

2 物価変動に応じた委託料改定に関する基準策定について

(1) 基準策定の理由

- 昨年の秋以降、燃料代などの物価上昇が著しく、委託事業者の負担が増してきている。
- 現行契約にも物価変動に基づく委託料改定条項があるが、明確な基準がない。
- 事業者として委託期間における事業の実施継続を担保するためには、著しい物価変動のリスクを回避する必要がある。
- 全国的にも大多数が具体的な指標や基準を設けている。
- 第2期目となる延長契約では委託料改定を円滑にする具体的な指標や基準が必要である。

(2) 委託料改定の条件

①改定の対象

燃料、電気、水道、ガス、薬剤、その他消耗材

②判断指標

- ・ 燃料、薬剤、消耗材 : 国内企業物価指数（日銀調査統計局）
「灯油」、「A重油」等の個別品目に該当する指数
- ・ 電気・水道・ガス : 各供給事業者等との需給契約額

③見直しの間隔

基本的に5年毎見直しを行う

④判断基準

直近5年間の企業物価指数の変動率について、事業者が提案する年1.1%の物価上昇を含んだ提案価格から更に1.5%以上の増減があった場合、翌年度以降の契約額の改定を行う。

3 契約の締結について

令和4年3月25日見積り合せのうえ、「株式会社エコクリーン江別」と延長契約締結。

委託料

固定費	変動費単価
17,396,500 千円（税込）	3,047 円／ごみトン（税別）